

地方自治法改正概要(政務活動費)

地方自治法(抜粋)

第100条第15項

改正前	改正後(令和6年4月1日施行)
<p>前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、<u>条例の定めるところにより</u>、当該政務活動費に係る収入及び支出の<u>報告書を議長に提出するものとする。</u></p>	<p>前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、<u>条例の定めるところにより</u>、当該政務活動費に係る収入及び支出の<u>状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</u>をもって議長に報告するものとする。</p>